

# 木材利用の促進に向けた国土交通省官庁 営繕部の取組みについて

国土交通省官庁営繕部整備課  
営繕技術基準対策官  
山田 稔

## 1 はじめに

平成 22 年 5 月に公布された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(法律第 36 号。以下、『木材利用促進法』という。)」が平成 22 年 10 月 1 日に施行されました。また、法第 7 条第 1 項の規定に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(農林水産省、国土交通省告示第 3 号。以下、『基本方針』という。)」が平成 22 年 10 月 4 日に策定されました。本稿では、法及び基本方針の概要とともに、国土交通省官庁営繕部において進めている木材利用の促進の取組みについて紹介します。

## 2 法律の概要

木材利用促進法は、平成 22 年 3 月 9 日に政府提出法案として衆議院に提出され、国会審議の過程で、木材の利用に建設資材のみならず工作物の資材や製品の原材料及びエネルギー源としての利用を含めること、国の責務として木造の建築物に係る規制の在り方の検討を加えること、取組状況の公表の義務化などの修正が加えられた後、衆参両院において、全会一致で可決されました。なお、法律の概要は以下のとおりです。

### ●国の責務

国は、自ら率先してその整備する公共建築物において木材を利用することや、木材製造の高度化の促進その他の公共建築物の整備等の用に供する木材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずること等に努めることが規定されました。

### ●地方公共団体の責務

地方公共団体は、国の施策に準じて必要な施策を策定・実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物において、木材の利用に努めることが規定されました。

### ●基本方針の策定

農林水産大臣及び国土交通大臣は、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を明らかにするために、木材の利用の促進に関する基本方針を定め、その実施の状況を毎年公表することが規定されました。また都道府県や市町村においても、国の基本方針に即して、それぞれの区域内の公共建築物における方針を定めることができることが規定されました。

### ●木材製造高度化計画の認定等

木材製造高度化計画について、農林水産大臣の認定を受けた場合には林業・木材産業改善資金助成法の特例等の支援措置を受けることができること等が規定されました。

## 3 基本方針の概要

基本方針の中では、木材の利用を図る具体的な範囲やその目標などが規定されています。基本方針の概要は以下のとおりです。

●各省庁は、木材の利用の促進のための計画を速やかに策定して施策を効果的に推進するとともに、農林水産省及び国土交通省は、国の木材の利用の目標の達成状況等を毎年公表する。

●建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料

以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も推進。また、木材の利用の促進に資するため、人材育成、技術開発、調査研究等の実施等に努める。

●建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、刑務所等の収容施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

●国は、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとする。また、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、大臣その他の幹部職員の執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。さらに、その整備するすべての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料とするものの導入に努めるものとする。

●公共建築物における木材の利用の促進を図っていくため、各省各庁間の円滑な連絡調整や、公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の検討等を行う関係省庁連絡会議を設置する。

## 4 国土交通省官庁営繕部の取組状況

### (1) これまでの取り組み

公共建築物は広く国民の利用に供されるものであり、そこに木材を利用することによって、より多くの国民に対して、木と触れあい、木の良さを実感できる機会を幅広く提供することは大切なことと考えます。官庁営繕部では、これまでも内装への木材利用等を進めてきたところです。その整備する公共建築物において、国自らが率先して木材を活用していくことにより、国のみならず、地方公共団体にもその普及を進めていくうえで、今後、より一層、その取り組みを進めていくこととしています。

### (2) 計画・設計基準の整備

これまで、官庁営繕部における公共建築物の整備については、主として鉄筋コンクリート造、鉄骨造で建設が進められてきたこともあり、官庁営繕部の技術基準についてはこれらの構造を前提に記述されていました。木造で戸建て住宅を建設する技術的な手法、ノウハウはすでに確立され、普及しているところですが、一方、木造の事務用途の建築物については、あまり事例も多くありません。木造事務所庁舎の建設にあたっては、一般的にスパンが大きくなることに加え、省エネルギー性や耐久性への配慮、重量のある什器・設備機器の積載荷重の考慮等、さまざまな技術的な課題を検討しなければなりません。このような状況を踏まえ、木造での施設整備の技術的な検討が円滑かつ効率的に進むよう、官庁営繕部においては、木造の官庁施設を対象とした計画・設計基準を本年度中に策定予定です。官庁営繕部が策定する技術基準は、国のみならず地方公共団体でも幅広く活用されていますので、基準の策定により、地方公共団体における公共建築物の木造設計の円滑化、効率化にも資するものと考えているところです。

当該基準に係る様々な技術的事項を検討するにあたっては、有識者による「木造計画・設計基準検討会」（座長：大橋好光 東京都市大学工学部建築学科教授）が設置され、議論が行われています。本検討会で、基準案が取りまとめられた後、これを受けて、国土交通省において「木造計画・設計基準（仮称）」を策定することとしています。

### (3) 情報提供

木材利用促進法の成立を受けて、法文や関連する情報を提供するためのホームページを開設しています。このなかでは、政令や基本方針等に加えて、上記検討会での議論の状況についても、随時公開を行っています。最新の情報は以下のホームページでご確認下さい。

・国土交通省大臣官房官庁営繕部

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_fr4\\_000002.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr4_000002.html)

## 5 終わりに

木材は、我が国で古来より主要建築材として利用されてきましたが、戦後は都市の不燃化等の要請から、非木造化が指向されてきた傾向があり、特に公共建築物においては、必ずしも木材の利用が推進されてこなかった実情があります。

木材利用促進法の成立により、木材利用についてのこれまでの考え方を抜本的に変換し、その整備する公共建築物について、自ら率先して、可能な限り木造化、内装等の木質化を図るという方向性が明確にされました。これを契機に、公共建築物における木材の利用を促進するとともに、日本人が古来より慣れ親しんできた「木」の良さを、より身近に国民の皆様にも感じていただけるよう、そしてそれにより木材の利用がより一層推進されるよう、官庁営繕部としても、関係機関と連携を図りながら、様々な取組を推進していきたいと考えています。